

令和3年5月19日

株式会社フジプロデュース  
代表取締役 藤井 宏和 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号  
千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば  
理事長 拝師 徳彦



## 再申入れ書

貴社からの令和3年3月3日付け回答書を拝見しました。

訪問鍼灸マッサージ院開業支援コンサルティング利用規約第3条第5項の文言について変更して頂きましたが、その内容では未だ消費者契約法第9条第1号に抵触するものと料しますので、以下のとおり再度の申入れを致します。

つきましては、令和3年6月21日までに、改めて本申入れに対する貴社の具体的対応を書面にてご回答下さいようお願い申し上げます。

なお、本申入れ及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

### 第1 再申入れの趣旨

利用規約第3条第5項「本サポート（各種教材の受け渡し、及びコンサルティング業務）は、秘匿性の高い情報も含まれていることから、申込者は、全部または一部を受けなかった場合であっても、当社に対し、費用の全部又は一部の返金を求めるることは出来ないものとします。」との条項の削除あるいは消費者契約法第9条第1号に抵触しない内容での是正を求めます。

### 第2 再申入れの理由

1 貴社は、本利用規約は「事業主になるという明確な意思を持った申込者のみを対象」としていると回答いただきました。

しかし、事業主になるという明確な意思を持っていても、いまだ事業者では

ない消費者が契約者となっている以上、消費者契約法の対象となります。

2 次に貴社は、サポート費用を入金した申込者に対して「訪問マッサージ事業開業スタートキット」を送り、「このキットだけを活用しても十分に訪問マッサージ院の開業及び運営が出来るものとなって」いると回答いただきました。

しかし、貴社のコンサルティング契約の内容は、対面やZOOM、チャットワーク等を利用して一定期間相談やアドバイスを行うものであって、その対価として申込者は報酬及び会費を支払っています。上記キットが開業や運営にどれだけ資するものかに関わらず、上記キットを申込者に送ったことは報酬及び会費の返金を拒絶する理由にはなりません。

3 さらに貴社は、変更後の規約第3条第5項において、「本サポートは、秘匿性の高い情報も含まれていること」を理由に、報酬及び会費の全部又は一部の返金に応じないものとしています。

しかし、上記のとおり報酬及び会費は、貴社から一定期間相談やアドバイスを受けられることの対価として支払われるものですので、秘匿性の高い情報が含まれているか否かも、報酬及び会費の全部又は一部の返金に応じないとの理由なりません。

4 以上の理由から、貴社の変更後の規約は、変更前の規約（いかなる理由があつても返還しない）と実質的に何ら変わっておりません。

そこで、申込者の解除の事由や時期に応じて、貴社に具体的にどのような平均的損害が生じるのか、その算定根拠を明らかにしたうえで返金できない金額を定めるか、途中解約の場合に返金に応じることを前提に規約第3条第5項を削除して下さい。

以上